

日本医療大学における競争的資金等の運営及び管理に関する取扱規程

(平成28年2月10日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、日本医療大学(以下「本学」という。)における競争的資金等(文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。以下同じ。)の運営及び管理に関して必要な事項を定めることにより、競争的資金等の適正な取扱いを図ることを目的とする。

2 本学における競争的資金等の運営及び管理については、関係法令、当該研究費を配分する機関が定めた研究費の使用に関する規則及びその他の規定等(以下「使用規則等」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(責任体制)

第2条 本学における競争的資金等の運営及び管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充て、最高管理責任者は、不正防止に関する基本方針を策定及び周知し必要な措置を講じるとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充て、統括管理責任者は、組織横断的な体制を総括する責任者であり、本学の具体的な不正防止対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、学科長をもって充て、コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(4) 事務責任者は、競争的資金等の支払等の経理事務について責任と権限を持つ者とし、学生・教員サポートグループ長をもって充てる。

(環境の整備)

第3条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正な使用を誘発させる要因の把握に努め、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図らなければならない。

2 最高管理責任者は、この規程及び使用規則等の適正な実施及びチェック体制の保持について、常に見直しを行わなければならない。

(職務権限の明確化)

第4条 最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

2 研究者は、使用規則等を遵守し、適正に競争的資金等を使用しなければならない。

- 3 競争的資金等の適正な運用を図るため、競争的資金等による購入物品に関して学生・教員サポートグループに検収担当者を置き、検収を行うものとする。
- 4 競争的資金等の支払等の経理事務は学生・教員サポートグループが行い、事務責任者及び事務担当者を置くものとする。
- 5 事務担当者は、本学の関係規定及び使用規則等に基づき、コンプライアンス推進責任者及び事務責任者の指示に従い、適正な事務処理を行わなければならない。
- 6 事務処理については、別の定めによるものとする。

(競争的資金等の執行)

第5条 最高管理責任者は、競争的資金等の執行に当たって、公的資金によるものであることを教職員等個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の使用について不適切な取扱いとなっていないか、常に運営及び管理状況を点検把握し、必要とする場合は指導又は改善の措置を取らなければならない。
- 3 競争的資金等による物品の調達、契約、検収等については、別の定めによるものとする。

(競争的資金等相談窓口)

第6条 競争的資金等に関する事務処理手続き及び使用規則等について、本学内外からの相談受付窓口として、学生・教員サポートグループを充てる。

(不正行為告発窓口)

第7条 競争的資金等の不正に関する本学内外からの告発等の通報を受ける窓口は、「日本医療大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」に定める不正行為告発窓口とする。

(調査及び懲戒)

第8条 不正に関する調査及び懲戒に関する手続き等については、「研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

(取引業者への措置等)

第9条 取引業者は、本学が実施する不正行為の理解や意識を高めるための説明会に参加し、次の事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
 - (2) 不正を行わないこと。
 - (3) 規則に違反して、不正を行った場合は、本学や競争的資金等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。
 - (4) 本学の教職員から不正な行為の依頼等があった場合には、本学に通報すること。
- 2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、別に定める。

(不正防止計画の策定及び実施)

第10条 統括管理責任者は、競争的資金等を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

2 本学に、不正防止計画の推進を担当する部署として、不正調査委員会を置く。

(監査体制)

第11条 競争的資金等における内部監査の充実強化を図るため 年1回の内部監査を行うものとする。

2 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注、検収及び支払いの現場における現状を確認するとともに、帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況について、効率的及び効果的かつ多角的な観点から監査を行うものとする。

3 内部監査は、学長が任命した高い専門性を備え、本学の運営を全体的な視点から考察できる本学の教職員等により行い、内部監査責任者1人をおく。

4 内部監査責任者は、内部監査の実施結果については、文書をもって学長に報告するものとする。

(行動規範)

第12条 競争的資金等の不正使用を防止するため、本学における研究活動行動規範を策定する。

(関係者の意識向上)

第13条 最高管理責任者は、競争的資金等を使用又は管理する者に対し、競争的資金等の適正な運営及び管理に関わる意識向上を図るため、競争的資金等に関する説明会を年複数回開催するものとする。

2 競争的資金等の運営及び管理に関わる関係者は、本学が実施する不正行為の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

(1) 本学の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則に違反して、不正を行った場合は、本学や競争的資金等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。